

# 貨物自動車運送事業者・自己チェックシート

(H30. 5. 1 作成)

兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関

## 貨物自動車運送事業者・自己チェックシート

### I. 事業計画等

1

調査事項	法・規則・条項	関係帳票類等	チェックポイント	( 判 定 )
1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置等の変更はないか。	事業法 4条、9条 施行規則 2条、7条	登記簿謄本、経営許可申請書 事業計画変更認可申請書 (行政の受理印等確認のこと)	(1)主たる事務所及び営業所の名称及び位置について、経営許可申請書、事業計画変更認可申請書に記載されている内容と相違ないか？	<input style="width: 100px; height: 40px; border: 1px dashed black;" type="text"/>
2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数の変更はないか。	事業法 4条、9条3項 施行規則 2条1項3号 施行規則 6条1項1号	経営許可申請書 事業計画変更事前届出書 車両台帳 点呼記録簿 乗務等の記録(運転日報) 自動車検査証等	(1)営業所に配置している自動車の種別(普通、小型、トラック、トレーラの別)とその数について、経営許可申請書、事業計画変更事前届出書に記載されている内容と一致しているか？ (2)車両台帳に記載されている車両以外の車両が使用されていないか？(点呼簿・運転日報などと照合) (3)届出せず、自社の他営業所又は他社間において配置車両を移動させていないか？	<input style="width: 100px; height: 40px; border: 1px dashed black;" type="text"/>
3. 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	事業法 4条、9条 施行規則 2条1項4号 安全規則 6条	経営許可申請書 事業計画変更認可申請書	(1)車庫の位置及び面積について、経営許可申請書、事業計画変更認可申請書に記載されている内容と相違ないか？	<input style="width: 100px; height: 40px; border: 1px dashed black;" type="text"/>
4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	事業法 4条、9条 事業法 17条1項 施行規則 2条1項5号 安全規則 3条3項	経営許可申請書 事業計画変更認可申請書	(1)休憩・睡眠施設について、経営許可申請書、事業計画変更認可申請書に記載されている内容と相違ないか？ (2)ソファや畳敷きなど乗務員が有効に利用できるものか？ (3)乗務員に睡眠を与える必要がある場合は、少なくとも同時睡眠者1人あたり2.5㎡以上の広さを有しているか？	<input style="width: 100px; height: 40px; border: 1px dashed black;" type="text"/>
5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守管理は適正か。	事業法 17条1項 安全規則 3条3項		(1)休憩・睡眠施設は、乗務員がいつでも使用できるよう保守管理がされているか？	<input style="width: 100px; height: 40px; border: 1px dashed black;" type="text"/>
6. 届出事項(役員、特定貨物に係る荷主名)に変更はないか。(本社巡回に限る)	施行規則44条1項5号 6号 7号	事業概況報告書 登記簿謄本 役員変更届	(1)届出ている役員と現在の役員に相違はないか？ (2)届出ている荷主と品目について、現在の荷主と品目に相違はないか？(特定貨物)	<input style="width: 100px; height: 40px; border: 1px dashed black;" type="text"/>

調査事項	法・規則・条項	関係帳票類等	チェックポイント	(判定)
7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラ)はないか。	事業法 25条2項	総勘定元帳 経費明細書 点呼記録簿 乗務等の記録(運転日報) など	(1)自家用トラックが運送事業に係わっていないか？ (2)総勘定元帳や経費明細書などに備車費や下請費などの科目の内容が計上されていないか？	<input type="checkbox"/>
8. 名義貸し、事業の貸し渡し等はないか。	事業法 27条	固定資産台帳 経費明細書、保険関係加入台帳 点呼記録簿 乗務等の記録(運転日報) 賃金台帳 車両台帳	(1)運転者に固定給が支払われているか？ (2)運転者の社会保険料の控除、源泉徴収が行われているか？ (3)運転者から車両購入費(リース料)、燃料費等の諸経費を差し引いていないか？ (4)運行管理、車両管理が適切に行われているか？ (5)車両の持ち帰りはないか？	<input type="checkbox"/>




## II. 帳票類の整備、報告等

調査事項	法・規則・条項	関係帳票類等	チェックポイント	(判定)
1. 事故記録が適正に記録され保存されているか。	事業法 17条3項 安全規則 9条の2 事故報告規則 3条	事故記録簿 自動車事故報告書	(1)事業用トラックに係る事故が発生した場合には、次の項目が記録されているか？ ①乗務員氏名 ②自動車登録番号又は識別記号 ③事故の発生日時 ④事故の発生場所 ⑤事故の当事者(乗務員を除く。)の氏名 ⑥事故の概要(損害の程度を含む。) ⑦事故の原因 ⑧再発防止対策  (2)事故原因について、客観的に外的要因・内的要因を検証しているか？	<input type="checkbox"/>  ○ 事故の規模の大小、有責・無責に拘わらず事故記録を作成し保存しておくこと。  ※ 保存期間 : 3年間
2. 自動車事故報告書を提出しているか。	事業法 24条 事故報告規則 2条～4条	自動車事故報告書 事故記録簿	(1)自動車事故報告規則第2条に該当する事故が発生した場合は、30日以内(速報は24時間以内)に届出されているか？ 届出報告書(届出控え)に兵庫陸運部の受付印があるか？ (2)緊急時対応マニュアル ①速報の対象となる事故 ②速報の対象となる事件	<input type="checkbox"/>

調査事項	法・規則・条項	関係帳票類等	チェックポイント	(判定)
3. 運転者台帳が適正に記入され、保存されているか。	事業法 17条3項 安全規則 9条の5	運転者台帳	(1) 運転者台帳に次の事項が記載され、営業所に備え付けられているか？ ① 作成番号及び作成年月日 ② 事業者の氏名又は名称 ③ 運転者の氏名、生年月日、住所 ④ 雇い入れの年月日及び運転者に選任された年月日 <b>新規採用者は、自動車安全運転センターが交付する「運転記録証明書」や「無事故無違反証明書」により、過去3年間の事故歴を把握していること。</b> ⑤ 運転免許に関する事項 免許証番号及び有効期限、運転免許の種類など ⑥ 事故を引き起こした場合又は道交法違反通知を受けた場合はその概要 ⑦ 運転者の健康状態 ⑧ 特別な指導の実施及び適性診断受診の状況 (事故惹起者、初任運転者、高齢運転者) ⑨ 運転者台帳の作成前6月以内に撮影した写真	<div style="border: 1px dashed gray; width: 80px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> <p>※ 転任、退職などにより運転者でなくなった場合には、運転者でなくなった日を、記載し、3年間保存する。</p> <p>事故惹起運転者 (死亡事故又は重傷事故を引き起こした者)                      高齢運転者 (65才以上の者)</p>
4. 車両台帳が整備され、適正に記入されているか。		車両管理台帳 自動車検査証の写し 自賠責保険証書の写し 等	(1) 車両台帳に次の事項が記載され、営業所に備え付けられているか？ ① 自動車登録番号      ② 初度登録年 ③ 型式                      ④ 車名 ⑤ 車台番号                ⑥ 自動車の種別 ⑦ 最大積載量              ⑧ 車両総重量 ⑨ 自動車検査証の有効期間 ⑩ NOX・PM法使用車種規制に係る事項 ⑪ 基準緩和車両に係る事項	<div style="border: 1px dashed gray; width: 80px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> <p>自動車検査証の写しでも可</p>
5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。	事業法 60条1項 事業報告規則 2条	事業報告書(事業概況報告書、貸借対照表、損益計算書、損益明細表、人件費明細表)の控 事業実績報告書の控	(1) 事業報告書は、毎事業年度の経過後100日以内に提出されているか？ (2) 事業実績報告書は、前年4月から本年3月までの1年間の実績を、毎年7月10日までに提出されているか？  ※ 主たる事務所のみが対象 [ 事業者は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。 ]	<div style="border: 1px dashed gray; width: 80px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>

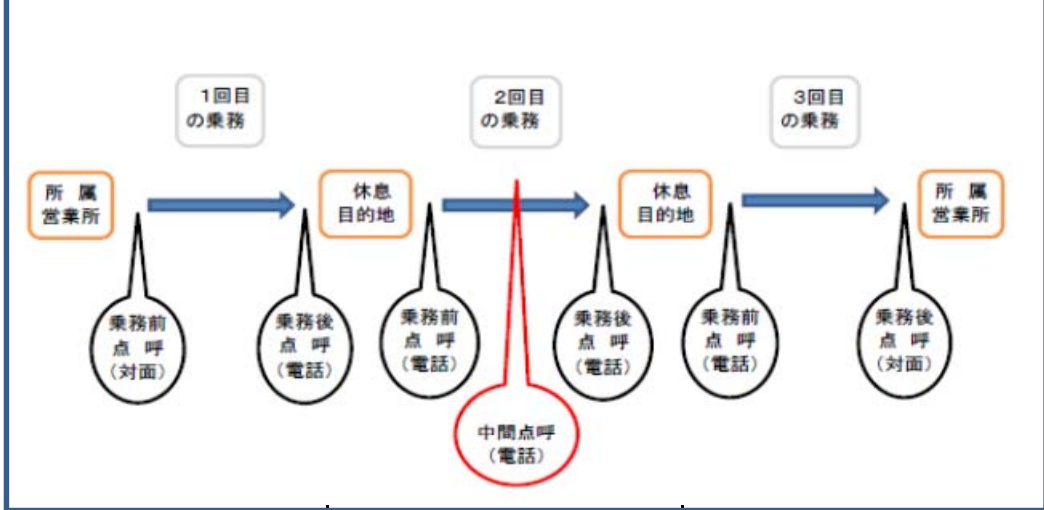
Ⅲ. 運行管理等

調査事項	法・規則・条項	帳票類等	チェックポイント	(判定)												
1. 運行管理規程が定められているか。	事業法 17条3項 安全規則 21条	運行管理規程	(1) 運行管理者の職務及び権限(日々の運行管理、従業員に対するの指導・監督、事業者への助言等)が定められているか？ (2) 統括運行管理者や補助者を選任している営業所にあつては職務及び権限等が定められているか？	<div style="border: 1px dashed gray; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>												
2. 運行管理者を選任され、届出されているか。	事業法 18条 安全規則 18条 安全規則 19条	運行管理者選任(解任)届出書 運行管理規程 運行管理者資格者証 車両台帳	(1) 営業所の配置車両数に応じて必要な数の運行管理者を選任しているか？ (2) 複数の運行管理者を選任する営業所にあつては、統括運行管理者を選任しているか？ (3) 運行管理者の選任、解任、変更等があつた場合は、適正に届出がされているか？ (4) 選任されている運行管理者が、人事異動や退職等により不在となっていないか？ (5) 事業者は、運転者を指導する立場にある運行管理者に対する教育に取り組んでいるか？	<div style="border: 1px dashed gray; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;"><b>運行管理者の選任数</b></p> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th>事業用自動車の数</th> <th>運行管理者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1両 ~ 29両</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>30両 ~ 59両</td> <td>2人以上</td> </tr> <tr> <td>60両 ~ 89両</td> <td>3人以上</td> </tr> <tr> <td>90両 ~ 119両</td> <td>4人以上</td> </tr> <tr> <td>120両 ~ 149両</td> <td>5人以上</td> </tr> </tbody> </table>	事業用自動車の数	運行管理者数	1両 ~ 29両	1人以上	30両 ~ 59両	2人以上	60両 ~ 89両	3人以上	90両 ~ 119両	4人以上	120両 ~ 149両	5人以上
事業用自動車の数	運行管理者数															
1両 ~ 29両	1人以上															
30両 ~ 59両	2人以上															
60両 ~ 89両	3人以上															
90両 ~ 119両	4人以上															
120両 ~ 149両	5人以上															
補助者の選任とその業務	安全規則 18条3項  (通達) 「安全規則の解釈・運用」18条	(選任要件) 運行管理者資格者証 基礎講習修了証	(1) 補助者の行う運行管理補助業務は点呼業務に留まっているか？ (2) 補助者が行う点呼業務のうち、以下に該当するおそれがある場合は、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否等について指示を仰ぎ、運転者に指示をしているか？ イ. 運転者が酒気を帯びている。 ロ. 疾病、疲労などにより安全な運転をすることができない。	<div style="border: 1px dashed gray; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">補助者の資格要件 運行管理者資格者証所持者 基礎講習(3日間)の修了者</p>												
3. 運行管理者に所定の研修を受講させているか。	安全規則 23条	運行管理者等指導講習手帳 事故記録簿	(1) 一般講習を受講しているか？ ① 当該事業者において初めて選任した運行管理者(当該事業者において過去に選任れていた者は除く) ② 最後に受講した日の属する年度の翌年度の末日を経過した運行管理者(2年に1回は受講すること)  ※ H24年4月以降、新たに選任した運行管理者であつて基礎講習受講履歴のない者は基礎講習を受講すること	<div style="border: 1px dashed gray; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>												

調査事項	法・規則・条項	帳票類等	チェックポイント	(判定)
4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	事業法 17条1項 安全規則 3条1項、2項	経営許可申請書 運転者台帳	(1)自動車の数、運転に付帯する業務等に応じた員数の運転者を選任しているか？ (2)次の者を運転者として乗務させていないか？ ・日々雇い入れられる者 ・2ヶ月以内の期間を定めて使用される者 ・試用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。) (3)運転者として選任した者以外の者に事業用自動車を運転させていないか？	
5. 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	事業法 17条1項 安全規則 3条4項 安全規則 3条8項  トラック運転者の労働時間等の改善基準(告示)	運行計画表(乗務割表) 運行指示書 乗務等の記録(運転日報) 運行記録計による記録(チャート紙等) 乗務管理一覧表(拘束時間管理表)	(1)労働時間等基準告示(H.13年国交省告示第1365号)に則した勤務割表が作成されているか？ (2)労働時間は改善基準告示に違反していないか？ ①拘束時間 1日の拘束時間 基本は13時間以内(最大16時間以内) 月間拘束時間 293時間以内 労使協定が結ばれている場合は最大320時間 年間拘束時間 3516時間以内 ②運転時間 連続運転時間 4時間以内 1日の運転時間 9時間以内(2日平均) 1週間の運転時間 44時間以内(2週間平均) ③休息期間 1日:8時間以上 ④休日労働 2週間に1回以内	  ○ 運行計画(勤務割表)と運行実績を比較すると共にその差異を把握すること。  ※ 改善基準告示に違反しないために、乗務管理一覧表(拘束時間、休息時間等の管理表)を作成し、管理すること。 例 :JTA労務管理システム
6. 過積載による運行を行っていないか。	事業法 17条2項 安全規則 4条、5条	受注伝票 乗務等の記録(運転日報) 自動車検査証等	(1)受注伝票から、積荷に応じた適正な配車手配がされているか？ (2)乗務等の記録(運転日報)から過積載となっていないか？	

調査事項	法・規則・条項	帳票類等	チェックポイント	(判定)
<p>7. 点呼の実施及びその記録保存は適正か。</p>	<p>事業法 17条3項 安全規則 7条</p>	<p>点呼記録簿 点呼執行要領(運行管理規程)</p> <p><b>アルコール検知器</b> ※ 検知器は常時有効(正常に作動し、故障がない状態)に保持されているか。</p>	<p>チェックポイント</p> <p>(1) 乗務を開始しようとする運転者に対して対面による点呼を行い、酒気帯びの有無、疾病・疲労など運転することが出来ないおそれの有無、自動車の運行前点検の実施およびその結果について報告を求め、確認を行い、運行の安全を確保するための指示をしているか？</p> <p>(2) 乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、自動車、道路、運行などについて報告を求め、酒気帯びの有無を確認しているか？</p> <p>(3) 運転者に対して乗務の開始地及び終了地が営業所の場合は対面(運行上やむを得ない場合は、電話等)により点呼が行われているか？</p> <p>(4) 乗務前・乗務後の点呼がいずれも対面で行うことができずに乗務を行う運転者に対し、当該点呼の他に乗務途中に電話等で中間点呼が行われているか？</p> <p>(5) 点呼記録簿が営業所に備え付けられ、点呼の結果(次の項目)が記録されているか？</p> <p>【乗務前点呼】 &amp; 【中間点呼】</p> <p>①点呼執行者名 ②運転者等の氏名 ③自動車登録番号又は識別記号 ④点呼日時 ⑤点呼方法 イ. アルコール検知器の使用の有無 ロ. 対面でない場合は具体的方法 ⑥酒気帯びの有無 ⑦疾病、疲労、睡眠不足等の状況 ⑧日常点検の状況(※乗務前点呼のみ) ⑨指示事項 ⑩その他必要な事項</p> <p>【乗務後点呼】</p> <p>①点呼執行者名 ②運転者等の氏名 ③自動車登録番号又は識別記号 ④点呼日時 ⑤点呼方法 イ. アルコール検知器の使用の有無 ロ. 対面でない場合は具体的方法 ⑥自動車、道路及び運行の状況 ⑦交替運転者に対する通告 ⑧酒気帯びの有無 ⑨その他必要な事項</p>	<p>(判定)</p> <p>※ 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始または終了するため、乗務前点呼または乗務後点呼を運転者が所属する営業所において対面点呼が実施できない場合をいい、車庫と営業所が離れている場合及び深夜・早朝等の場合は「やむを得ない場合」に該当しない。</p> <p>○ 補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても、運行管理者が行う点呼は、点呼すべき回数の1/3以上であること。</p> <p>※ 保存期間：1年間</p>

中間点呼 及び 運行指示書 の必要な運行



調査事項	法・規則・条項	帳票類等	チェックポイント	(判定)
8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	事業法 17条3項 安全規則 8条	乗務等の記録(運転日報)	(1) 運転者毎に作成された乗務等の記録(運転日報)に次の事項が記録されているか？ ① 運転者等の氏名 ② 自動車登録番号又は識別記号 ③ 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離 ④ 運転を交替した場合はその地点及び日時 ⑤ 休憩又は睡眠をした場合はその地点及び日時 ⑥ 車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の事業用自動車に乗務した場合にあっては、 <b>貨物の積載状況</b> (貨物の重量又は個数、積み付け状況) ⑦ 事故又は著しい運行の遅延その他異常な状態が発生した場合はその概要と原因 ⑧ 運行途中において新たに運行指示書による指示があった場合はその内容	<div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 40px; margin: 10px auto;"></div> <p>○ <b>貨物の積載状況</b>は、過積載運行の有無を判断するために記録するもの。 そのため、貨物の重量又個数、荷台等への積付状況等を可能な限り詳細に記録すること。</p> <p>※ 保存期間 : 1年間</p>
9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	事業法 17条3項 安全規則 9条	運行記録計による記録(チャート紙又はデジタル式運行記録計による電磁的記録)	(1) <b>車両総重量7t以上又は最大積載量4t以上</b> の自動車及びこれに該当するトレーラをけん引するトラクタには、運行記録計が装備されているか？ (2) 運行記録(チャート紙等)には日々の運行状況(瞬間速度、運行距離及び運行時間)が記録されているか？ (3) 運行管理者が運行記録(チャート紙など)の内容を分析し、拘束時間や連続運転時間など過労運転や速度超過などがないか確認すると共に、違反に該当した場合は指導し、その記録を残しているか？	<div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 40px; margin: 10px auto;"></div> <p>※ 保存期間 : 1年間</p>
10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	安全規則 9条の3	運行指示書 点呼記録簿 乗務等の記録(運転日報)	(1) 乗務前・乗務後のいずれの点呼も対面で行うことができない日が含まれる運行に際しては、次の事項を記した運行指示書を作成し運転者に携行させているか？ ① 運行の開始及び終了の地点及び日時 ② 乗務員の氏名 ③ 運行経路並びに主な経過地における発着の日時 ④ 運行に際して注意を要する箇所的位置 ⑤ 休憩地点及び休憩時間 ⑥ 乗務員の運転又は業務の交替の地点(運転又は業務の交替がある場合に限る。) ⑦ その他、運行の安全確保に必要な事項	<div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 40px; margin: 10px auto;"></div> <p>運行指示書及びその写しを1年間保存</p>







調査事項	法・規則・条項	帳票類等	チェックポイント	(判定)
11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	事業法 17条3項 安全規則 10条1項 指導監督指針(告示)  運行管理者のための ドライバー教育ツール 計画・記録 P5~P7 告示 P57 具体例 P8~P55	乗務員(運転者)教育記録簿 教育実施計画表	(1)乗務員に対する教育実施計画を立てているか？ (2)指導監督指針(告示)に基づき、一般的な指導監督の内容(12項目)が計画的かつ継続的に実施されているか？ (3)教育記録は、実施日、実施場所、実施者、実施内容、受講者などが記録されているか？ また、使用した資料等を添付しているか？	<div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> ※ 保存期間 : 3年間
12. 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	事業法 17条3項 安全規則 10条2項 指導監督指針(告示)  運行管理者のための ドライバー教育ツール P61~P62	乗務員(運転者)教育記録簿 運転者台帳 新規採用運転者の事故歴把握 自動車安全運転センターが発行する ・運転記録証明書 ・無事故・無違反証明書	(1)指導監督指針(告示)に基づき、次の者に対して特別な指導が行われ、その記録が残されているか？ ①事故惹起運転者 交通事故(死亡・重傷)を引き起こした者 ②初任運転者 ③高齢運転者(65才以上) (2)事故惹起者に該当するか否かについて、日頃から把握に努めているか？ (3)新たに雇い入れた者について、運転記録証明書や無事故・無違反証明書により過去3年間の事故歴を把握しているか？ また、 <b>事故惹起者に該当した場合は</b> 、特別な指導を実施しているか？	<div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> ※ 保存期間 : 3年間
13. 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	事業法 17条3項 安全規則 10条2項  運行管理者のための ドライバー教育ツール P63	運転者台帳 事故記録簿 適性診断受診計画表 適性診断受診結果表	(1)次の者には、国土交通大臣が認定する機関が行う適性診断(特別な適性診断)を受診させているか？ ①事故惹起運転者 交通事故(死亡・重傷)を引き起こした者 ②初任運転者 ③高齢運転者(65才以上) (2)新たに雇い入れた者で事故歴があった場合は、上記(1)①の適性診断を受診させているか？	<div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> ※ 事故歴を確認の結果、事故惹起者に該当し、かつ特別な適性診断を受けていない場合は、診断を受診すること。

## IV. 車両管理等

調査事項	法・規則・条項	帳票類等	チェックポイント	(判定)
1. 整備管理規程が定められているか。	事業法 17条4項 安全規則 13条 車両法 50条2項 車両法施行規則 32条	整備管理規程 日常点検表 定期点検整備実施計画表	(1)整備管理者の職務及び権限(点検結果に基づく運行の可否の決定、日常点検&定期点検の計画及び実施等)が定められているか？ (2)補助者を選任している営業所にあつてはその職務及び権限等が定められているか？	
2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	事業法 17条3項 車両法 50条1項 車両法施行規則 31条の3 31条の4 33条	整備管理者選任(解任)届出書	(1)自企業外の者を選任していないか？ (2)整備管理者の選任、解任、変更等があった場合は、適正に届出がされているか？ (3)選任されている整備管理者が、人事異動や退職等により不在となっていないか？ (4)補助者に業務を行わせる場合にあっては、運行の可否の決定及び日常点検に係る業務に留めているか？	
3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	事業法 17条3項 安全規則 15条	整備管理者研修手帳等	(1)整備管理者選任後研修を受講しているか？ (2年に1回は受講していること)	
4. 点検基準に基づき日常点検を適正に行っているか。	安全規則 13条、14条 車両法 47条の2 自動車点検基準 第1条、別表1	日常点検基準 日常点検表	(1)点検基準に基づき、1日1回、その運行前に日常点検を実施しているか？ (2)乗務前点呼の際に、点検結果を確認した上で運行の可否を判断しているか？ (3)点検の実施方法等について、運転者を指導しているか？	 ※ 保存期間：1年間
5. 点検基準に基づき定期点検・整備が適正に行われ、点検整備記録簿等が保存されているか。	安全規則 13条 車両法 48条、49条 自動車点検基準 第2条、別表3	定期点検基準 定期点検整備実施計画表 点検整備記録簿又は(写)	(1)点検基準に基づき、3ヶ月及び12ヶ月毎の定期点検整備を実施しているか？ (2)定期点検実施計画表等により、定期点検の実施状況が管理されているか？ (3)定期点検整備記録簿が、車両に備え付けられ、併せて、営業所にも定期点検整備記録簿(写)が保存されているか？	 ※ 保存期間：1年間 ○ 分解整備の伴う点検整備は認証工場で実施すること。

V. 労基法等

調査事項	法・規則・条項	帳票類等	チェックポイント	(判定)
1. 就業規則が制定され、届出されているか。	労働基準法 89条 同上 90条	就業規則	(1)就業規則を制定し、所轄の労働基準監督署へ届け出ているか？ [ 10名未満の事業所は作成・届出義務なし。但し、労使紛争の未然防止から作成が望ましい。 ] (2)法令改正等に伴い就業規則の内容に変更があった場合は所轄の労働基準監督署へ届け出ているか？	
2. 36協定が締結され、届出されているか。	労働基準法 36条	36協定書	(1)36協定(時間外労働及び休日労働に関する協定)を締結し、所轄の労働基準監督署へ届出しているか？ (2)協定期間(1年間)の満了日までに更新し届出しているか？	
3. 労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	労働基準法 32条、35条、36条 トラック運転者の労働時間等の改善基準(告示)	出勤簿、タイムカード 賃金台帳 運行計画表(勤務割当表等) 乗務等の記録(運転日報等) 運行記録計による記録(チャート紙等) 36協定書	(1)所定労働時間、時間外労働、休日労働等が、労働基準法、改善基準告示、就業規則、労使協定等に従った適正な就労状況となっているか？	
4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	事業法 17条 1項 安全規則 3条6項 労働安全衛生法 66条、66条の2 労働安全衛生規則 43条、44条、45条 50条の2、51条	健康診断書 健康診断記録簿(健康診断個人票) 運転者台帳	(1)雇入時の健康診断、定期健康診断(1回/年)、深夜業務従事者の健康診断(1回/6ヶ月)を受診させているか？ (2)健康診断の受診結果記録(健康診断個人票)を作成・保存しているか？ (3)健康診断の結果等により、異常箇所があった場合、当該労働者の健康保持の為に、医師の意見を求めるなど必要な措置を講じているか？  <b>運送事業における深夜業務従事者の健康診断</b> 6ヶ月を平均して1ヶ月あたり4回以上深夜業務(22時～5時)に従事した者は6ヶ月以内ごとに定期健康診断を受診させること。	  ○ 運転者台帳へ転記すること  ※ 保存期間：5年間

## VI. 法定福利

11

調査事項	法・規則・条項	帳票類等	チェックポイント	(判定)
1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	労働者災害補償保険法 3条、6条 雇用保険法 5条、7条	労災保険加入台帳 雇用保険加入台帳 賃金台帳 その他(資格の取得が確認出来る書類など)	(1)当該事業所において労災保険に加入しているか？ (2)従業員は雇用保険に加入しているか？ 〔労働者において、31日以上の雇用見込みがあり、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上の者は <b>強制加入</b> 〕	<input type="checkbox"/>
2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	健康保険法 13条 厚生年金保険法 6条	健康保険加入台帳 厚生年金保険加入台帳 賃金台帳 その他(資格の取得が確認出来る書類など)	(1)従業員は健康保険・厚生年金保険に加入しているか？ 〔労働者において、1日又は1週間の所定労働時間と1ヶ月の所定労働日数が、どちらも正社員の概ね3/4以上である者は強制加入〕 <b>強制適用事業所（強制的に加入義務がある事業所）</b> ・法人の事業所は、1名でも労働者を使用する事業所。 ・個人の事業所は、常時労働者5名以上使用する事業所。	<input type="checkbox"/>

## VII. 運輸安全マネジメント

12

調査事項	法・規則・条項	帳票類等	チェックポイント	(判定)
1. 輸送の安全に関する基本的な方針が定められているか？	事業法 15条 安全規則 2条の2 告示 (H18.9.19付 1090号)		(1)経営トップ主導による輸送の安全確保を最優先とした方針が定められているか？ (2)経営トップから現場まで全社一丸となった取り組みがされているか？	<input type="checkbox"/>
2. 輸送の安全に関する目標が定められているか？	事業者向け 安全マネジメントの手引き		(1)上記の方針に基づく目標が定められているか？	<input type="checkbox"/>
3. 輸送の安全に関する計画が策定されているか？			(1)上記の目標に基づく計画が定められているか？ (2)計画(P)、実施(D)、評価(C)、改善(A)サイクルにより更なる改善に向けた取り組みをしているか？	<input type="checkbox"/>
4. 安全に係る情報(方針、目標、計画、達成状況及び事故に関する統計)が公表されているか。	事業法 24条の3 安全規則 2条の8		(1)安全情報(方針、目標、計画、達成状況並びに事故に関する統計)が公表されているか？ 〔公表の例：事業者HPへの掲載 事業所において来客に見える掲示〕	<input type="checkbox"/>
5. 従業員に対する指導・監督がされているか。	安全規則 10条7項 告示(H18.9.19付 1092号)		(1)安全確保を最優先とした方針、目標、計画について社内周知されているか？ (2)輸送の安全に関する定期的な話し合いをしているか？	<input type="checkbox"/>

【参考文献】

運行管理者のためのドライバー教育ツール Part3

H29年 2月 発行

発行者 (一社)兵庫県トラック協会